

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合和歌山合同支部執行委員長村田茂から平成 31 年 2 月 18 日、次のとおり運輸事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成 31 年 2 月 19 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 賃金条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成 31 年 3 月 1 日午前 0 時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和興運送株式会社本社、和興運送株式会社西田井営業所の全日本建設交運一般労働組合和歌山合同支部の組合員が従事する一部の職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を実施する。